

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館第2期中期計画

(計画期間 平成26年4月1日～平成30年3月31日)

第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 佐賀県医療センター好生館が担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県医療センター好生館は、県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し続けるとともに、スタッフの確保・育成を図り、医療をはじめとするサービスの質の向上を目指す。

(1) 好生館が担うべき医療の提供

① 充実した救急医療の提供

- ・傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供するため、ドクターカー、ドクターヘリの運用を促進し、救命救急センターの機能を充実させるとともに、外傷センター、ハートセンター、脳卒中センターを効率的に運用する。
- ・佐賀大学医学部附属病院と相互に機能を補完、協力し合いながら3次救急患者の受入を行うとともに、佐賀県ドクターヘリ事業については、基地病院である佐賀大学医学部附属病院と協力体制を構築し、連携病院として、その機能を発揮していく。

② 高度・専門医療の提供

- ・本県における中核的医療機関として、循環器系疾患に対する医療、がんに対する医療、小児・周産期医療、感染症医療など佐賀県医療センター好生館に求められる高度・専門医療を提供する。

i 循環器系疾患に対する医療

- * 脳外科治療、心臓血管外科治療、血管内治療等の高度・専門医療を推進し、ハートセンター、脳卒中センターの充実を図る。
- * 患者の早期離床・早期回復のため、急性期リハビリテーションをさらに強化する。

ii がんに対する医療

- * がん診療連携拠点病院として、患者の意思を尊重し、手術、抗がん剤治療、放射線治療、緩和ケア等を適切に組み合わせた効果的治療を継続して提供する。
- * 外来における化学療法を今後も推進する。
- * がん患者の早期離床・早期回復のため、急性期リハビリテーションをさらに強化する。

iii 小児・周産期医療

- * 地域における小児医療の拠点として、小児がんなどに対する高度・専門医療に取り組むとともに小児救急医療を提供する。
- * 周産期医療連携医療機関としての機能の充実を図るとともに、周産期医療におけるNHO佐賀病院、佐賀大学医学部附属病院との役割分担、機能補完体制のもと、県内唯一の小児外科医療の拠点病院として、専門医による小児外科医療を提供する。
- * 周産期医療提供体制の一層の充実のため、産科医、小児科医の増員を図る。

【目標】

産科医、小児科医の増 平成29年度 20名（平成24年度 16名）

iv 感染症医療

- * 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、平常時から医療体制を整備し、新型インフルエンザなど感染症発生時には迅速かつ確実に対応する。

③ 高度医療機器の計画的な更新・整備

- ・高度・専門医療の提供のために高度医療機器の更新・整備にあたっては、計画的に行う。
- ・医療機器の購入にあたっては、ベンチマークなどにより適正な価格で購入し、経費削減に努める。

(2) 医療スタッフの確保・育成

① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導体制の充実や、大学等関

係機関との連携により、優秀な医師の確保を図る。

- ・優秀な看護師を確保するために、看護学生への奨学金制度の設立を目指す。
- ・専門資格取得のための研修制度や助成制度等により、専門医、専門看護師、認定看護師及び領域別専門資格の取得を推進する。
- ・専門知識・技術向上のため、メディカルスタッフに対する研修等を充実させ、専門・認定薬剤師、専門放射線技師、認定検査技師、専門療法士、管理栄養士関連資格および認定臨床工学技士資格の取得を推進する。

【目標】

認定看護師数の増	平成29年度	17名	(平成24年度 13名)
専門及び認定薬剤師数の増	平成29年度	6名	(平成24年度 4名)
専門放射線技師数の増	平成29年度	延べ10名	(平成24年度 延べ 6名)
認定検査技師数の増	平成29年度	延べ23名	(平成24年度 延べ 20名)
専門療法士数の増	平成29年度	延べ 9 名	(平成24年度 延べ 6名)
管理栄養士関連資格数の増	平成29年度	延べ14名	(平成24年度 延べ8名)
認定臨床工学技士資格数の増	平成29年度	6名	(平成24年度 3名)

② 医療スタッフの育成

- ・救急スタッフの育成を図るため、医師、臨床研修医、医学生、看護師、看護学生、救急救命士等に対する救急医療の教育に取り組む。
- ・教育研修プログラムの充実により教育研修体制を強化するとともに、臨床研修医等を受入れる。
- ・佐賀県立総合看護学院の行う看護師教育、実習に対する協力を行う。
- ・医療従事者養成機関から医師、薬剤師、看護師などを目指す実習生を受け入れる。

【目標】

臨床研修医受入数の維持	平成29年度	27名	(平成24年度 27名)
-------------	--------	-----	--------------

薬剤師を目指す実習生受入数の増	平成29年度	20名	
			(平成24年度 1名)
看護師を目指す実習生受入数の増	平成29年度	280名	
			(平成24年度 261名)

(3)信頼される医療の提供

① 科学的根拠に基づく医療

- ・患者や家族からの信頼を得て適切な医療を提供するため、EBM(科学的根拠に基づく医療)を推進する。

※EBM=Evidence Based Medicine

② 患者中心の医療

- ・検査及び治療等の選択は患者の意思を尊重し、かつインフォームドコンセントを徹底する。
- ・クリニカルパス(電子カルテ上で運用)の改良・運用を推進する。
- ・入退院、医療費・医療扶助、がんなどに関する相談に適切に対応するとともに、性暴力被害者の相談に対して、性暴力救援センター・さが(さが mirai)と協力して適切に対応する。
- ・セカンドオピニオン外来を整備する。

【目標】

クリニカルパス数の増	平成29年度	240種	(平成24年度	230種)
クリニカルパス適用率の増	平成29年度	55%	(平成24年度	44%)

③ 地域の医療機関等との連携強化

- ・地域の医療機関に対し好生館の病院機能(スタッフ、設備等)を紹介するとともに、相互連携、機能分担に取り組む。
- ・地域の医療機関との間で、ICT(情報通信技術)を利用し、医療情報の共有化を図る。
- ・がん治療において九州国際重粒子線がん治療センター(サガハイマツ)との連携を図る。
- ・在宅医療に関しては、県と連携をしながら対応する。

※ICT=Information and Communication Technology

【目標】

紹介率の向上	平成29年度	70%	(現状 66%)
逆紹介率の向上	平成29年度	60%	(現状 56%)
地域連携クリニカルパス数の増	平成29年度	9種	(平成24年度 8種)

(4) 災害時等の協力

- ・基幹災害拠点病院として、災害時に必要な診療機能を発揮できる体制を確保する。
- ・災害時等において患者が集中する医療機関や救護所からの要請を受けて医療従事者の応援派遣等の協力を行う。
- ・災害時において災害派遣医療チーム(DMAT)を現地に派遣して救護活動を行う。
- ・災害医療に従事する職員の養成を行う。
- ・被ばく医療に携わる人材を育成するため、原子力災害訓練等に積極的に参加するとともに、機能整備の強化に取り組む。
- ・原子力災害発生時においては、二次被ばく医療機関として受け入れ可能な被ばく患者に、必要な医療を提供できるよう県と連携をとりながら体制を確保する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携をとりながら対応する。

※DMAT=Disaster Medical Assistance Team

2 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・患者満足度調査を実施し、患者ニーズを的確に把握し、利便性の向上に努め、快適な療養環境の提供に努める。
- ・急性期医療の診療に重点を置くとともに、診療予約の推進等により待ち時間の短縮等を図ることを通して患者満足度の向上に努める。

【目標】

患者アンケートに基づく満足度の向上

入院	平成29年度	85.0%	(平成24年度 83.5%)
外来	平成29年度	82.0%	(平成24年度 80.8%)

(3) 職員の接遇向上

- ・全職員を対象とした接遇研修を実施するとともに、部門ごとに接遇目標を設定するなど接遇の向上に努める。

【目標】

接遇研修 全職員 年1回以上受講
接遇目標 患者・家族へのあいさつや、自己紹介の徹底、丁寧な言葉での対応等

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティアを積極的に受け入れ、職員と連携をとりながら患者サービスの向上に取り組む。
- ・ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援する。

3 社会的責任の遂行

(1) 環境への負荷の小さい病院運営

- ・廃棄物を分別し、可能な限りリサイクルに努める。
- ・新エネルギーやクリーンエネルギーを適切に組み合わせたエネルギーシステムを活用し、省エネルギー、省資源化等に取り組む。

【目標】

コピー用紙の削減 平成29年度 コピー用紙の使用量は、平成25年度実績以内

(2) 社会的信頼の向上

- ・個人情報保護関係法令の遵守について、全職員が認識を高め、実践できるよう、定期的に職員研修を実施する。

【目標】

セキュリティーポリシー研修 全職員 年1回以上受講

(3) 医療・健康の情報発信

- ・病院の持つ専門的医療情報を基に、県民を対象にした講座の開催や、ホームページ等により、疾病等や健康に関する医療情報の発信及び普及に取り組む。
- ・佐賀県個人情報保護条例及び診療情報の提供に関する指針等に基づき、患者のプライバシーの保護を図るとともに、患者及びその家族に対し、カルテ(診療録)・レセプト(診療報酬明細書)等の情報開示を適切に行う。

【目標】

県民公開講座 年2回以上開催

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

職員一人ひとりが経営に参画するという意識を持ち、医師、看護師、メディカルスタッフ、事務職等各職種が一層緊密に連携を図って効率的な病院運営に当たり、患者にとってより良い結果をもたらすとともに、県民負担の軽減に繋がることとなるよう努めていく。

(1) 効率的な業務運営

- ・医療需要の動向・変化に応じて、業務執行体制や診療科・診療体制の見直しを行っていく。
- ・各職員が専門性を十分に発揮できる体制の整備や柔軟な職員配置を行う。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・事務部門における業務運営の効率化を図りつつ、職員研修の充実等により専門的知識の習得を促進する。
- ・プロパー職員の採用を計画的に進め、病院事務としての専門性を高める。

【目標】

プロパー職員数の増 平成29年度 24名（平成24年度 12名）

(3) 人事評価制度の構築

- ・職員の業績や能力を適正に評価し、相応な処遇を受けられるよう、人事評価制度を導入する。

2 経営基盤の安定化

(1) 収益の確保

- ・医療機能に応じた施設基準を取得するとともに、適正な診療報酬の請求に取り組む。
- ・生活困窮等による支払い遅延を防止するため病院内の関係部署間で連携するとともに限度額適用認定証の交付の案内など公的扶助制度を活用することで未収金の発生を未然に防止するとともに、未収金の早期回収に取り組む。
- ・DPCで設定されている平均在院日数を目標に、効率的な病床管理を徹底し、収入の確保に取り組む。

※DPC=diagnosis procedure combination

【目標】

保険等査定率

入院 平成29年度 0.22% (平成24年度 0.25%)

外来 平成29年度 0.29% (平成24年度 0.32%)

平均在院日数 12.0日 (平成24年度 12.9日)

病床利用率 85% (平成24年度 81%)

(2) 費用の節減

- ・費用節減のための具体策を検討し、人件費、薬剤費、材料費等の医業収益に占める目標値を年度ごとに設定する。
- ・薬事委員会において、薬剤ごとに供給量、安全性、有効性等についての確認を行い、後発医薬品の導入を推進する。
- ・検査試薬を含めて材料費等の節減を図る。
- ・適切な人員配置等により業務分担を進め、時間外勤務を縮減する。
- ・職員全員の経営意識の向上を図るため、職員間での経営情報の共有を進めるとともに、職員のコストに対する意識向上、各職場でのコストダウンに取り組む。

【目標】

人件費／営業収益 49% (平成24年度 45.2%)

材料費／営業収益 25% (平成24年度 22.8%)

薬剤費／営業収益 12.5% (平成24年度 11.5%)

※営業収益は、資産見返り等予算に対応していない項目を除く。

ジェネリック薬品の使用割合(数量ベース) 平成29年度 60%
(平成24年度 48.3%)

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画、資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進め、安定的な経営に取り組む。

- ・新病院の建設に伴う、減価償却費の負担や償還額の増加により経常収支のマイナスが予想されるため、計画的・効率的な病院経営を通じて、早期の経常収支の

改善に努める。

1 予算(平成 26～29 年度) (百万円)

区分	金額
収入	56,951
営業収益	51,979
医業収益	48,200
運営費負担金収益	3,203
補助金等収益	208
受託収入	369
営業外収益	739
運営費負担金収益	467
その他営業外収益	272
資本収入	4,196
運営費負担金収益	3,036
長期借入金	1,160
その他資本収入	0
その他の収入	37
支出	55,970
営業費用	46,616
医業費用	44,874
給与費	24,691
材料費	12,524
経費	7,376
研究研修費	283
一般管理費	1,742
営業外費用	916
資本支出	8,439
建設改良費	2,475
長期借入金償還金	5,963

2 収支計画(平成 26～29 年度) (百万円)

区分	金額
収益の部	53,636
営業収益	52,860
医業収益	48,200
運営費負担金収益	3,203
資産見返補助金等戻入	881
補助金等収益	208
受託収入	369
営業外収益	739
運営費負担金収益	467
その他営業外収益	272
臨時収益	37
費用の部	54,018
営業費用	53,103
医業費用	51,360
給与費	24,691
材料費	12,524
減価償却費	6,487
経費	7,376
研究研修費	283
一般管理費	1,742
営業外費用	916
臨時損失	0
純利益 (純損失)	△ 382

3 資金計画(平成 26～29 年度)

(百万円)

区分	金額
資金収入	60,533
業務活動による収入	52,756
診療業務による収入	48,200
運営費負担金による収入	3,670
補助金等収入	208
その他の業務活動による収入	678
投資活動による収入	3,036
運営費負担金による収入	3,036
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,160
長期借入による収入	1,160
その他の財務活動による収入	0
前中期目標期間繰越金	3,582
資金支出	60,533
業務活動による支出	47,404
給与費支出	25,991
材料費支出	12,524
その他の業務活動による支出	8,890
投資活動による支出	2,475
有形固定資産の取得による支出	2,475
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	5,963
長期借入金の返済による支出	5,475
移行前地方債償還債務の償還による支出	489
その他の財務活動による支出	0
次中期目標期間繰越金	4,691

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

3,000百万円

2 想定される事由

- ・運営費負担金の受入遅延等による資金不足への対応
- ・偶発的な出費増への対応

第4の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産処分に関する計画

なし

第5 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実、看護学生等への奨学金等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令等により定める額
- (4) (1)、(2)及び(3)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第8 その他地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成22年佐賀県規則第5号)で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

施設及び設備の内容	予 定 額	財 源
・職員駐車場等施設整備	2億円	剰余金等
・医療機器等整備	16億円	佐賀県長期借入金等

備考

- 1 金額については、見込みである。
- 2 各事業年度の佐賀県長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 人事に関する事項

- ・仕事と家庭の調和に配慮した多様な雇用形態や勤務時間の設定を行うとともに、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進める。
- ・出産・育児などで職場を離れた医療従事者の職場復帰訓練計画を作成し、実施する。

【目標】

医師事務作業補助体制加算取得 平成29年度 15対1
(平成24年度 20対1)

3 地方債償還に対する負担

法人が佐賀県に対して負担する債務の償還を確実に行っていく。

4 積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実、看護学生等への奨学金等に充てる。